

議案第14号 小松島市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 当分の間、<u>20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(昭和58年小松島市条例第2号附則第4項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))</u>を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>7 当分の間、<u>36年の期間勤続して退職した者(昭和58年小松島市条例第2号附則第5項の規定に該当する者を除く。)</u>で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの(<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする。</p> <p>附 則(昭和58年条例第2号)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例<u>第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は前項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 当分の間、<u>35年以下の期間勤続して退職した者(昭和58年小松島市条例第2号附則第4項の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。</u></p> <p>7 当分の間、<u>36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和58年小松島市条例第2号附則第5項の規定に該当する者を除く。)</u>で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>附 則(昭和58年条例第2号)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例<u>第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者</u>に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条</p>	<p></p> <p>削除 削除 改正 追加</p> <p>追加 削除 改正</p> <p></p> <p>改正 削除 削除</p>

<p>勤続期間が<u>20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)</u>である者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず</u>、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p>		<p>削除 改正</p>
<p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例<u>第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>36年</u>である者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず</u>、当分の間、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする。</p>	<p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例<u>第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>36年以上42年以下</u>である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p>	<p>改正 追加 削除 改正</p>
<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず</u>、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>削除</p>
<p>附 則(平成16年条例第2号)</p>	<p>附 則(平成16年条例第2号)</p>	
<p>1～3 略</p>	<p>1～3 略</p>	
<p>4 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で小松島市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものと</p>	<p>4 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で小松島市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものと</p>	<p>改正</p>

し、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則(平成18年条例第12号)

第1条 略

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の小松島市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第6項から第8項まで、附則第7条の規定による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年小松島市条例第2号。以下この条例及び次条において「条例第1号」という。)附則第4項から第6項まで並びに附則第8条の規定による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年小松島市条例第2号。以下この条例及び次条において「条例第2号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで

し、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則(平成18年条例第12号)

第1条 略

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の小松島市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第6項から第8項まで、附則第7条の規定による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年小松島市条例第2号。以下この条例及び次条において「条例第1号」という。)附則第4項から第6項まで並びに附則第8条の規定による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年小松島市条例第2号。以下この条例及び次条において「条例第2号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにそ

改正

並びに附則第6項から第8項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第1号附則第4項から第6項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第2号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

の者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第6項から第8項まで、附則第4条、附則第5条、条例第1号附則第4項から第6項まで並びに条例第2号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

削除
削除